

評価項目一覧（提案要求事項）

No	評価項目	仕様書 該当箇所	評価基準	得点配分			
				評価区分	合計	基礎点	加点
1 調達案件の概要							
1	調達の背景や目的についての理解度	1.2 1.3	・森林保険において、制度の重要性及び業務の特性を正しく理解しているか。 ・本調達の背景となる現行システム、現行業務の課題感とそれを踏まえた目的や狙い、取組の状況について正しく理解し、それを踏まえた提案内容であるか。提案に臨んでいるか。	必須	10	10	
2	期待する効果に対する理解	1.2 1.3	次期森林保険業務システム、契約者利用システムの要件を踏まえた上で、本業務に期待する効果の内容を正しく理解した提案ができているか。また、それらの実現可能性を裏付ける根拠が示されているか。（上記が満たせない場合、満たせない要件、代替案、合理的な理由、森林保険センターのメリットを説明しているか。）	任意	30		30
3	作業スケジュール等	1.5 1.6	本業務のマイルストーン、各成果物の納入時期を記載した具体的な作業計画書の案が実施体制図と整合的に提案されており、作業工程を確実に実行するための工夫・手法が提案されているか。	任意	30		30
2 業務の実施内容							
4	業務の実施内容についての理解度	4	森林保険特有の契約引受・契約保全・罹災支払等の業務を正しく理解し、現行の事務手続きが次期森林保険業務システム及び契約者利用システムでどのように変わるのか、各業務の主たる変更要素を理解しているか。	必須	10	10	
5	業務の実施内容についての理解度	4	上記業務理解を踏まえ、契約者利用システムと次期保険業務システムの関連性を理解し、具体的なシステムによる実現方式とその根拠が示されており、調達仕様書の要件と整合した実現可能な計画となっているか。	任意	40		40
6	プロジェクト管理	4.1 4.12	・設計・開発実施計画書の内容が示されているとともに、進捗状況等の定例の報告会において、保険センターに報告すべき内容が具体的に示されていること。 ・設計・開発実施計画書や要領において、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインを適切に参照し、遵守すべき事項を踏まえた対応内容が示されているか。	必須	10	10	
7	プロジェクト管理	4.1 4.2	・進捗管理について、定量的な評価指標が具体的に示されており、想定される遅延リスクに対策と、リスク顕在化の兆候を検知する管理方法が示されていること。	任意	25		25
8	プロジェクト管理	4.1 4.2	・課題・リスク管理について課題・リスクの洗い出し方法、影響度・優先度の評価基準、対応方針（低減・回避・受容・転換等）が具体的に示されており、管理状況のモニタリングを行う仕組みが提案されていること。	任意	25		25
9	設計	4.4	設計の品質を高めるために、各工程ごとの品質目標や完了基準を設定し、レビュー、検証・評価などを通じて品質を担保する仕組み、要件と設計書の整合を確保する仕組みが示されていること。	任意	25		25
10	設計	4.4 (2)	画面・帳票等の外部設計において、森林保険センターや森林組合連合会等の委託先、ならびにシステム利用者の利便性を考慮した設計方針が示されており、モックアップや画面遷移図、帳票サンプル等を活用して保険センターの負担を考慮した合意形成・承認を行う現実的な手法が具体的に示されているか。	任意	30		30
11	設計	4.4	システム構築にあたり、契約者利用システムと次期森林保険業務システムのそれぞれの特性を踏まえ、以下を満たすこと。 ・適切なクラウドサービスの活用方針（IaaS/PaaS等）が選定理由とともに明示されていること。 ・想定される脅威に対するセキュリティの考え方にもとづく設計方針、もしくは具体的なセキュリティ対策などが整理されていること。 ・両システム間の連携方式をどのように構築するかが具体的に示されていること。	任意	30		30
12	設計	4.4 (5)	外部連携先のシステム・サービスの特性や要件を正確に把握し、それらを満たす連携方式が具体的に示されていること。	任意	25		25
13	設計	4.4	クラウドサービスの特性を踏まえ、非機能要件（信頼性・性能・拡張性・セキュリティ等）を満たすための仕組みや手法が具体的に示されており、その妥当性を裏付ける設計上の工夫や根拠が説明されていること。	任意	25		25
14	開発・テスト	4.5	調達仕様書に示されたシステムの開発・テストにあたり、以下を満たすこと。 ・調達仕様書に示された開発・テストに係る要件を踏まえ、効率的かつ品質を高める手法が示されていること。 ・ベンダーロックインを防ぐ施策が示されていること。	必須	10	10	
15	開発・テスト	4.5	調達仕様書に示されたシステムの開発・テストにあたり、以下を満たすこと。 ・各テスト工程の内容、利用するテスト環境や制約などが整理されていること。 ・テスト結果の品質評価の手法及びテスト結果の報告が適切になされる提案になっていること。 ・外部サービス（システム）との円滑なテストを進めるにあたっての工夫が示されていること。	任意	40		40
16	受入テスト支援	4.6	調達仕様書に示された受入テスト支援に係る要件を踏まえ、受入テストに必要な手順書案の作成、テストデータ準備支援、問い合わせ対応、環境設定等について、具体的な提案がされていること。また、それらの実現可能性を裏付ける根拠が示されていること。	任意	30		30
17	移行	4.7	調達仕様書に示された情報システム移行に係る要件を踏まえ、基本的な移行方針と計画（移行対象範囲、スケジュールの概要、移行方式の概要等）が整理され、実現可能性を裏付ける根拠が示されていること。	必須	10	10	
18	移行	4.7	移行ツールを利用したデータ移行、システム移行の方法について、セキュリティ対策を含めた実現可能性を裏付ける根拠がこれまでの実績を踏まえて示されているか。 また、一連の移行作業に係るタイムチャート・移行手順・コンティングエンシーブラン・連携する外部サービスも含めた連絡体制図の各種ドキュメントの位置づけ、目的が整理され、適切に作成される提案となっているか。	任意	30		30
19	移行	4.7	次期森林保険業務システム・契約者利用システムの両システムを段階的にリリースすることを踏まえたリリース計画、移行計画が具体的に示されているか。	任意	25		25
20	教育	4.9	センター職員・委託先の業務習熟のために、提案の中で教材作成、研修の実施、利用者サポート等の支援範囲を明確にしたうえで教育計画が提示されていること。	任意	30		30
21	運用	4.10	調達仕様書、要件定義書に示された運用要件を正しく理解し、運用作業報告書を取りまとめ、適切に分析、対応策の提示、会議への出席、報告を行うプロセスが具体的に示されているか。	任意	30		30
22	運用	4.4 4.10	運用において、監視・障害対応・リソース最適化等でマネージドサービスを活用することで、標準化もしくは自動化によるメリットが示されているか。	任意	30		30

No	評価項目	仕様書 該当箇所	評価基準	評価区分	得点配分		
					合計	基礎点	加点
23	保守	4.11	調達仕様書、要件定義書に示された保守要件を正しく理解し、運用作業報告書を取りまとめ、適切に分析、対応策の提示、会議への出席、報告を行うプロセスが具体的に示されているか。	任意	30		30
24	保守	4.11	要件定義書に示されたヘルプデスク業務の要件を踏まえ、対応体制・サービス時間・回答時間を満たす仕組みが提案されているか。また、それらの実現可能性を裏付ける根拠があるか。	任意	30		30
25	障害対応	4.10 4.11	大規模災害等の発災時には、本システムが大規模災害対応型の構成を持たないことを踏まえ、適切な復旧方針が示されていること。大規模災害を除いた平常時の運用継続や障害時の復旧対応について適切に記載された提案となっていること。	任意	25		25
26	クラウドサービス への理解	全体	業務内容が漏れなく提案されているか。 また、以下の資料を提出し、その提案内容が最適な構成であるかをわかりやすく説明しているか。 ・クラウドサービスプロバイダ ・利用するサービス名とその概要 ・利用するライセンス名、ライセンス数 ・運用・保守にかかる年間の想定費用 ・パブリッククラウド利用時の情報システム構成図案 ・AWS Pricing Calculator、Azure料金計算ツール等	必須	10		10
3 本業務の実施体制等							
27	実施体制 1	5.1 5.2	本業務の実施体制、役割分担、要員配置計画について具体的かつ的確な提案がされ、他の評価項目で示されている内容が確実に実行できる体制となっているか。また、資格等の要件について満足しているか。	必須	10	10	
28	実施体制 2	提出書類 を参照	契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい者であるか。 契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報が、保険センターが保護を要さないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制を有しているか。 契約の履行に必要もしくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有しているか。	必須	10	10	
29	実施体制 3	5.2	業務担当者のうち、5年以上クラウドサービス（AWS、Azure、GCP等）の設計・開発・構築業務に従事した実績を有するか つ、主として利用するクラウドサービスについて、当該クラウドサービスプロバイダが認定している資格の中で、上級資格を保有しているメンバーが含まれているか。	任意	30		30
30	実施体制 4	5.2	AWS、Azureといったクラウドのパートナーの資格を有しているか。	任意	20		20
4 入札参加資格に関する事項							
31	公的な資格や認証 等の取得	8.1	要件に係る証明書類が提示されているか。	必須	10	10	
32	受注実績	8.2	以下の要件を満たすいずれかのシステムの設計・開発の実績を5年以内に3件以上有しているか。（5年以内に3件の設計・開発の実績を有することを必須とする） ・クラウドサービス（AWS/Azure等、ガバメントクラウドの対象サービス）を利用した情報システム ・官公庁または独立行政法人等の公的機関に係る届出申請受理等の機能を有する基幹系システム ・保険・共済分野における契約者向けフロントシステム又は職員向け業務システム	必須 + 任意	30	10	20
5 その他							
33	ワーク・ライフ・ バランス等の推進	-	(1)～(3)の法令に基づく認定を受けているか。 (1)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるばし） (2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん） (3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定	任意	25		25
34	賃上げの実施を表 明した企業等	-	賃上げを実施する企業として、以下の(1)または(2)の表明をしているか。 (1)大企業に該当する場合は、事業年度（または暦年）において、対前年度（または前年）比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 (2)中小企業等に該当する場合は、事業年度（または暦年）において、対前年度（または前年）比で給与総額を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	任意	20		20
合計 800 90 710							

技術点：価格点=800点：400点（2：1）

一覧表 関連 項目番	資料項目	資料内容	提出の 要否
27	実施体制及び担当者 略歴	本調達履行のための体制図	必須
28		各担当者の略歴	必須
29	会社概要	会社案内やパンフレット等	必須
31	公的な資格や認証	各種資格、認証の写し等	必須
32	会社としての同種業 務の受注実績	同種の受注実績資料	必須
33	ワークライフバランス等 の推進	女性活躍推進等の基準適合認定通知書等（写し可）	任意
34	賃上げの実施等を表 明した企業等	(別添)「賃上げの実施を表明した企業等に対する加点措置について」に基づく「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（様式1の1又は1の2）	任意

※評価点の配点基準は以下のとおり：

1. 必須項目の基礎点に関する評価基準

【必須項目】	得点
評価基準を満たしている	10
評価基準を満たしていない	0

2. 任意項目の加点に関する評価基準

【評価項目 30・33・34以外】	得点	得点	得点
想定を超える卓越した提案内容	40	30	25
想定される提案としては最適な内容	25	20	15
概ね妥当、標準的な提案内容	10	10	7
記載がない。不明瞭、不十分等で加点としての評価に値しない	0	0	0

【評価項目 30】	得点
パートナー資格を保有している	20
パートナー資格を保有していない	0

【評価項目 33】／ 得点
(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定 ・プラチナえるばし 25点 ※1 ・えるばし3段階目 20点 ※2 ・えるばし2段階目 15点 ※2 ・えるばし1段階目 10点 ※2 ・行動計画 5点 ※3
※1 女性活躍推進法第15条第2項の規定に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。ただし、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
(2) 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定 ・プラチナくるみん認定企業 25点 ※4 ・くるみん認定企業（令和4年4月1日以降の基準） 20点 ※5 ・くるみん認定企業（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） 15点 ※6 ・トライくるみん認定企業 10点 ※7 ・くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準） 5点 ※8
※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定 ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第85号。令和3年4月1日施行という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定 ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年度省令附則第2条第2項に基づく認定（平成29年厚生労働省令第31号による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年度省令附則第2条第1項の規定に基づく認定を含む） ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第3項又は第4条の9の規定に基づく認定 ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年度省令附則第2条第1項の規定に基づく認定
(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 ・ユースエール認定企業 20点
※ (1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、該当する点数の高い方により加点を行う。

【評価項目 34】	得点
賃上げ表明をしている	20
賃上げ表明をしていない	0

提出書類

以下の評価項目のNo29「実施体制 2」については、「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」の以下の記載に基づいて資料を提出すること。

No	共通基本仕様書の記載箇所	区分	「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」に基づいて提出する資料
1	II 1	必須	II 応札者に関する情報の提供 1 応札者は、応札者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（保有資格、研修受講実績等）・実績（業務実績、経験年数等）及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。
2	III 1	必須	III 業務の実施における情報セキュリティの確保 1 受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。以下略
3	IV 1	必須	IV 情報システムにおける情報セキュリティの確保 1 受託者は、本業務において情報システムに関する業務を行う場合には、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。以下略
4	V 6	必須	V 情報システムの一部の機能を提供するサービスに関する情報セキュリティの確保 応札者は、要機密情報を取り扱う情報システムの一部の機能を提供するサービス（クラウドサービスを除くものとし、以下「業務委託サービス」という。）に関する業務を実施する場合は、業務委託サービス毎に以下の措置を講ずること。 6 業務委託サービスの提供に当たり、業務委託サービスの提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、森林保険センターの意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること）。
5	V 7	必須	V 情報システムの一部の機能を提供するサービスに関する情報セキュリティの確保 応札者は、要機密情報を取り扱う情報システムの一部の機能を提供するサービス（クラウドサービスを除くものとし、以下「業務委託サービス」という。）に関する業務を実施する場合は、業務委託サービス毎に以下の措置を講ずること。 7 業務委託サービスの提供者の資本関係、役員等の情報、業務委託サービスの提供が行われる施設等の場所、業務委託サービス提供に従事する者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格、研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。
6	V 8	必須	V 情報システムの一部の機能を提供するサービスに関する情報セキュリティの確保 応札者は、要機密情報を取り扱う情報システムの一部の機能を提供するサービス（クラウドサービスを除くものとし、以下「業務委託サービス」という。）に関する業務を実施する場合は、業務委託サービス毎に以下の措置を講ずること。 8 業務委託サービスの提供者の情報セキュリティ水準を証明する、IIの2で掲げる証明書等または同等以上の国際規格等の証明書の写しを提出すること。
7	VI 1 (5)	必須	VI クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保 応札者は、本業務において、クラウドサービス上で要機密情報を取り扱う場合は、当該クラウドサービスごとに以下の措置を講ずること。また、当該クラウドサービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該クラウドサービスに対して、Xの措置を講ずること。 (5) クラウドサービス提供者の資本関係、役員等の情報、クラウドサービス提供に従事する者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）のうち森林保険センターの情報又は森林保険センターが利用するクラウドサービスの環境に影響を及ぼす可能性のある者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格、研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。
8	VI 1 (6)	必須	VI クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保 応札者は、本業務において、クラウドサービス上で要機密情報を取り扱う場合は、当該クラウドサービスごとに以下の措置を講ずること。また、当該クラウドサービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該クラウドサービスに対して、Xの措置を講ずること。 (6) ベネトレーションテストや脆（せい）弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報が開示されていること。
9	VI 1 (8)	必要に応じて	VI クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保 応札者は、本業務において、クラウドサービス上で要機密情報を取り扱う場合は、当該クラウドサービスごとに以下の措置を講ずること。また、当該クラウドサービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該クラウドサービスに対して、Xの措置を講ずること。 (8) ISMAPクラウドサービスリスト等に登録されていないクラウドサービスの場合は、ISMAPの管理基準に従い、ガバナンス基準及びマネジメント基準における全ての基準、管理策基準における統制目標（3桁の番号で表現される項目）及び末尾にBが付された詳細管理策（4桁の番号で表現される項目）を原則として全て満たしていることを証明する資料を提出し、森林保険センターの承認を得ること。
10	VIII 1	必須	VIII 機器等に関する情報セキュリティの確保 受託者は、本業務において、森林保険センターにサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等（以下「機器等」という。）を納品、貰貸借等をする場合には、以下の措置を講ずること。 1 納入する機器等の製造工程において、森林保険センターが意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
11	VIII 6	必要に応じて	VIII 機器等に関する情報セキュリティの確保 受託者は、本業務において、森林保険センターにサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等（以下「機器等」という。）を納品、貰貸借等をする場合には、以下の措置を講ずること。 ISO/IEC 15408に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。（提出時点で有効期限が切れていないこと。）